

Ⅲ 琵琶湖の健全性を確保し、  
琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承

(1) 湖岸の保全・再生

●湖岸分類・状況と琵琶湖における構成比（平成14年度河港課（現 流域政策局）調査による）

湖岸分類	湖岸の状況	構成比
砂浜湖岸	水際部が砂浜である湖岸	37%
植生帯湖岸	水際部がある程度まとまりのある植生帯（ヨシ、マコモ等）である湖岸	17%
山地湖岸	背後地に山地が迫っている湖岸	18%
人工湖岸	水際部が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸	27%
水面	河口部などの水面	1%

●人工湖岸の再自然化

事業名	平成25年度実施箇所
河川再生事業	-
河道整備事業	-
湖岸保全整備事業	南浜（長浜市南浜町）

(2) ヨシ群落の保全

ア 保全地域	ヨシ群落保全区域の中でも、相当規模のヨシ群落を有するか、またはある程度のヨシ群落が存在し、そのヨシを保全することにより、隣接するヨシ群落と一体となって群落を形成することが可能なところを保全地域として指定。
イ 保護地区	ヨシ群落保全地域の中でも、すぐれたヨシ群落が形成され、魚や鳥などの動物にも有効に利用されており、その生態系の保全を図る上で特に重要であると認められるところを保護地区として指定。
ウ 普通地域	ヨシ群落保全地域の中で、保全地域・保護地区以外の区域を普通地域として指定。

●琵琶湖におけるヨシ群落保全区域等指定面積 (平成26年3月31日現在)

	琵琶湖全域	北 湖	南 湖
ヨシ群落植生総面積	247ha	150ha	97ha
指定植生面積(指定面積率)	165.3ha(67%)	95.8ha(64%)	69.5ha(72%)
指定区域面積(参考)	474ha	263ha	211ha
指定区域数	45	26	19
指定湖岸延長(参考)	52km	29km	23km

	保護地区	保全地域	普通地域
指定植生面積(指定区分率)	38.4ha(23%)	109.2a(66%)	17.7ha(11%)
指定区域数	3	24	18

●内湖における指定面積

湖沼等名	市町	指定区分	指定植生面積
西の湖	近江八幡市	保全地域	77.4ha
曾根沼	彦根市		4.5ha
大同川(伊庭内湖)	東近江市		2.5ha
浜分沼	高島市		2.0ha
貫川内湖	高島市		1.5ha
野田沼	彦根市	普通地域	0.9ha
野田沼	長浜市		1.5ha
計			90.3ha